

## Ⅱ－８ ため池災害関連特別対策事業と その解説

### § 1 ため池災害関連特別対策事業実施要綱

	昭和61年4月4日	61構改D第272号
改正	昭和63年4月7日	63構改D第311号
〃	平成9年4月1日	9構改D第271号
〃	平成10年10月20日	10構改D第165号
〃	平成12年4月3日	12構改D第281号
〃	平成13年1月5日	12構改A第964号
〃	平成13年4月10日	12農振第2088号
〃	平成18年10月1日	18農振第1069号
〃	平成22年4月1日	21農振第2315号
〃	令和3年4月1日	2農振第3501号
〃	令和8年4月7日	8農振第2183号

(農林水産事務次官から各地方農政局長, 沖縄総合事務局長, 北海道知事あて)

#### 第1 目 的

ため池災害関連特別対策事業(以下「事業」という。)は、激甚な災害を受け、被災ため池の災害復旧事業のみ又は被災ため池の災害復旧事業及び災害関連事業のみでは被災ため池と一連の地域内に残存する次期出水時の被災原因を除去できない場合に、同域内の次期出水における被災原因の除去に努めることにより農業経営の安定を図るとともに国土の保全に資することを目的とする。

ため池が決壊した場合、下流農地はもとより住宅、公共施設等に与える被害は甚大であることから、被災ため池を復旧する際には、様々な検討が必要となります。

現在のため池の災害復旧にあたって、堤体が全面的に被災した場合はもとより、部分的に被災した場合であっても、ベンチカット等により堤体を全面的に復旧する際は、原形復旧にとどまらず、設計指針等の関係基準等に基づき安定上必要な構造で復旧することとされています。また、災害復旧事業の対象範囲を超えるものについては、一般の災害関連事業を活用し、再度災害防止を図ることができます。

しかしながら、設計指針等の関係基準等に基づき安定上必要な構造で復旧した場合は被災箇所の補強にとどまります。復旧事業と併せて一般の災害関連事業を実施した場合も被災箇所と関連する残存施設の改築又は補強を行うものであるため、被災ため池と一連の地域内にある脆弱化したため池は次期出水における被災原因として残存することがあります。

また、脆弱したため池上流域で土砂崩壊等が生じた場合、それらの災害復旧を行っても脆弱したため池を放置すれば、次期出水等における被災原因が除去されないこととなります。本事業は、ため池等の災害復旧事業を行うときに、一定の計画に基づき、災害復旧事業と併せて緊急的に対策を行うことによって次期出水における被災原因の除去を図るものです。

従って、被災ため池の災害復旧事業又は被災ため池の災害復旧事業及び災害関連事業と併せて緊急に一連の地域内において、一定の計画に基づき各種施設等の整備を行うものです。

## 第2 事業の内容等

### 1. 事業の内容

この事業は、激甚な災害を受け、災害復旧事業の施行のみでは被災ため池と一連の地域内において次期出水における被災原因となり得る箇所への対策が十分期待できない場合に、次に掲げる（1）又は（2）について、災害復旧事業と併せて一定の計画に基づき整備（緊急放流能力の付加を含む。）を行うものである。

（1）被災ため池と一連の地域内にあり緊急に対策が必要なため池

（2）当該災害によりため池上流域内に土砂崩壊等が発生しており、緊急に対策が必要なため池

### 2. 事業主体

この事業の事業主体は、都道府県、市町村等とする。

### 3. 事業の実施期間

この事業は、事業採択の年度から原則として3か年度以内に完了するものとする。

本事業は「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」

第2条に基づいて指定される災害、これに準ずる状況の災害又は社会的影響の大きな災害を受けた場合、再度災害防止のため、一連の地域内にあるため池等の災害復旧事業と併せて緊急な対策が必要な場合に実施するもので、その整備水準（一定の計画）は土地改良事業設計指針「ため池整備」の範囲内とします。

### 第3 採択基準

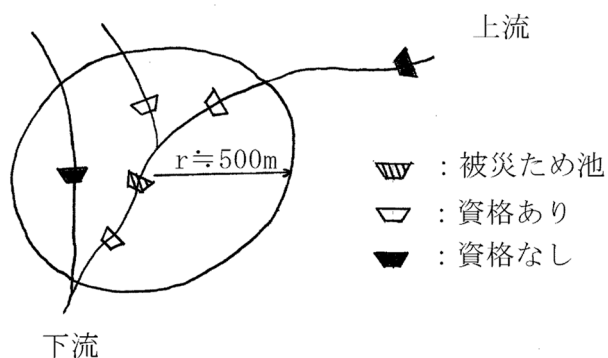
この事業は、次に掲げる採択基準のすべてを満たすものとする。

- (1) 次のア又はイのいずれかに該当するため池であって、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める要件に該当するものであること。

ア 被災ため池と一連の地域内にあり、緊急に対策が必要なため池次期出水等により下流に著しい被害を及ぼすおそれがあり、かつ、次の（ア）、（イ）又は（ウ）のいずれかに該当するもの

ここでいう一連の地域内とは、被災ため池の再度災害を防止するため、同一水系でおおむね半径500m以内に存する次図の例に該当するため池とします。したがって、水系は同じでも被災ため池と連結しないものは含まれません。

一連の地域内



被災ため池と一連の地域内にあるため池は2つのケースがあります。1つは被災ため池の上流に位置するため池（ケース1）、もう1つは被災ため池の下流に位置するため池（ケース2）です。

ケース1について、被災ため池の上流に位置する脆弱なため池が次期出水等により崩壊した場合、被災ため池を土地改良事業設計指

針「ため池整備」の範囲内で整備したとしても、上流に位置するため池の崩壊の影響により復旧後のため池も再度被災するおそれがあります。したがって、①同一水系でおおむね500m以内、②被災ため池において災害復旧事業（災害関連事業を併せ行う場合を含む）が実施されることを条件に、上流に位置するため池において本事業が実施され、被災ため池の被災原因の除去が行われることとなります。

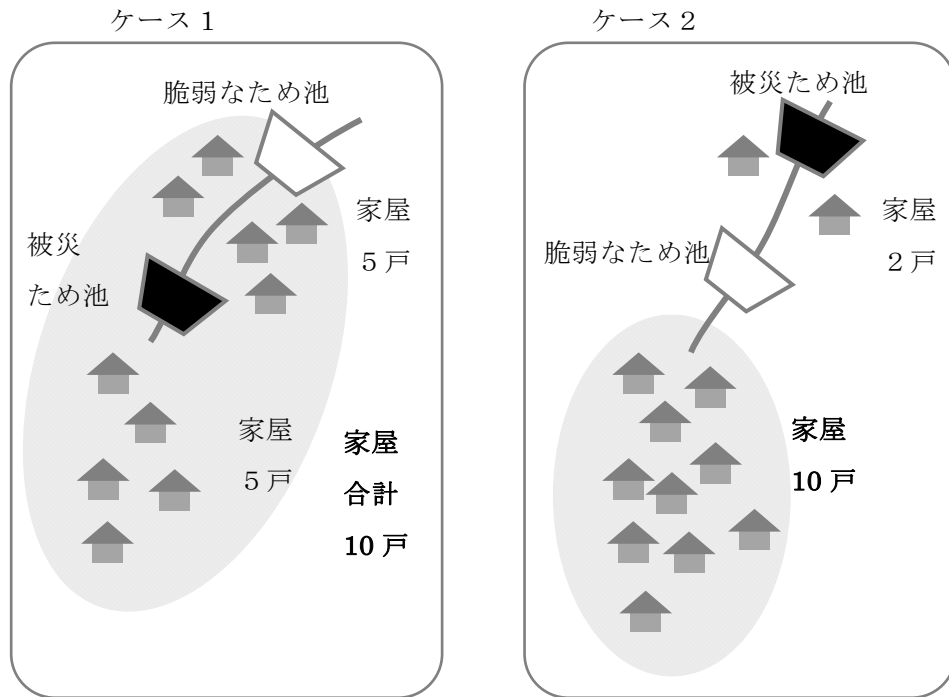
ケース2について、被災ため池の再度災害防止のため災害復旧事業（災害関連事業を併せ行う場合を含む）により洪水吐きの断面拡大を行った場合、被災ため池の下流に位置するため池の洪水吐きをそのまま放置すれば、次期出水時に復旧した上流側ため池から流入する水を吐ききれずに下流側ため池が崩壊するおそれがあります。したがって、ケース1と同様の条件で、下流側のため池において本事業が実施され、被災原因の除去が行われることとなります。

ただし、重ねため池の上流ため池の災害復旧事業に伴い下流ため池を改良するだけの場合は、一般の災害関連事業となります（農業用施設災害関連事業採択基準1（5））。

なお、一連の地域内のため池について、今回の災害によってどの程度脆弱化したかの判断が困難な場合が多いですが、本事業の目的がため池の再度災害防止にあるため、既に脆弱化していたため池も今回の災害に起因したものであるかどうかは特に問わずに本事業の対象となります。

**（ア）当該激甚な災害による被害を受けた家屋（人が居住しているものに限る。以下同じ。）と次期災害により被害を受けるおそれのある家屋が合わせておおむね10戸以上（家屋がため池に隣接し、倒壊等著しい被害を受けるおそれのある場合にあっては、5戸以上）であると認められるもの**

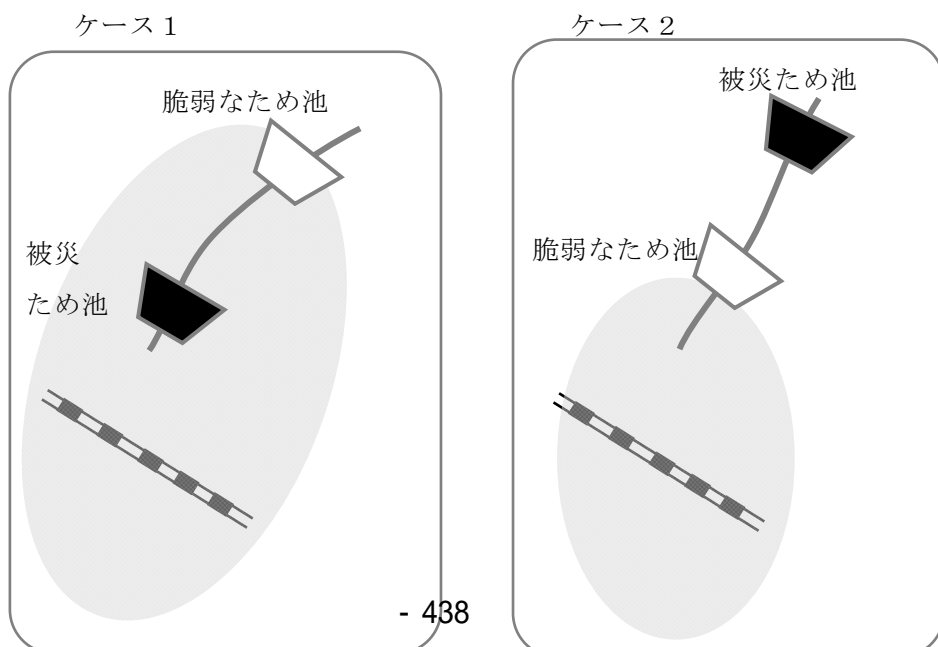
被災ため池と一連の地域にあるため池が被災ため池より上流にある場合（下図、ケース1）には、被災ため池と被災ため池と一連の地域にあるため池の被害を受けたもしくは被害を受けるおそれのある家屋数を足し合わせます。



(イ) 鉄道、国道及び都道府県道（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の市道を含む。）又は回路のない市町村道、受益面積100ヘクタール以上の農道その他公共施設のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの

「その他の公共施設のうち重要なもの」とは、水道管、ガス管、送電線及びこれに類するものをいいます。

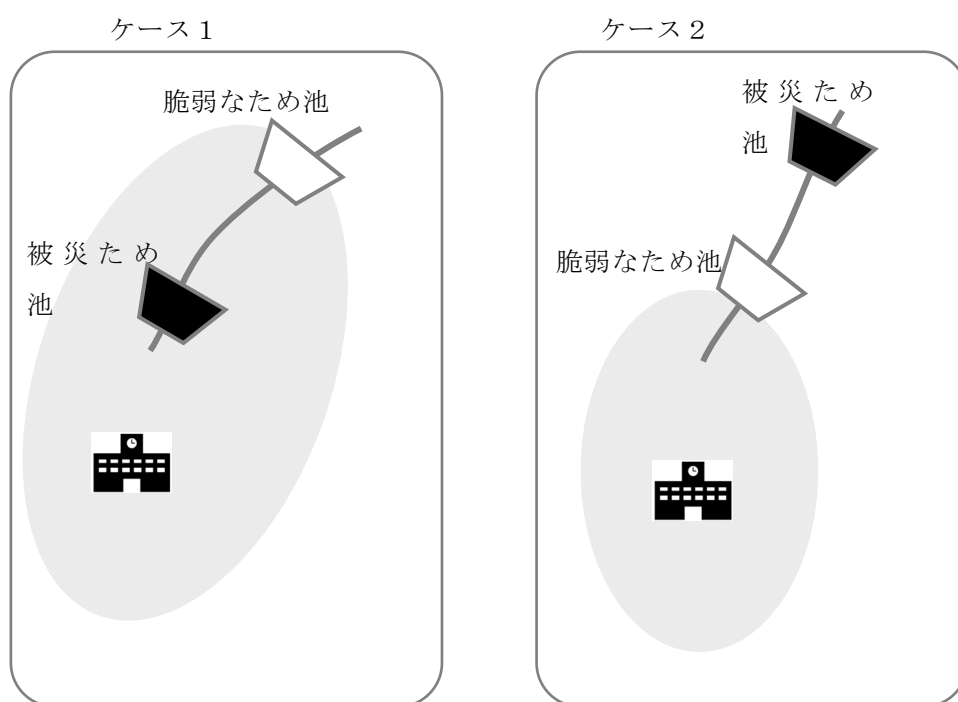
被災ため池と一連の地域にあるため池が被災ため池より上流にある場合には、それらため池が鉄道等に直接被害を及ぼすと認められるものとしてします。



(ウ) 官公署、学校、病院等の公共建物のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの

官公署、学校、病院のほか老人ホーム、公民館、集会所及びこれに類するものに直接被害を及ぼすと認められる場合をいいます。

被災ため池と一連の地域にあるため池が被災ため池より上流にある場合には、それらため池が官公署等に直接被害を及ぼすと認められるものとしてします。



イ たため池上流域内において土砂崩壊等が発生し、農地、農業用施設等に被害が生じているため池

次期出水等により下流に著しい被害を及ぼすおそれがあり、かつ、アの（ア）、（イ）又は（ウ）のいずれかに該当するもの

流域の基本的考え方は次図のとおりです。



ここでいう農地、農業用施設等に被害が生じているとは、土砂崩壊等による災害等が発生し、農地農業用施設災害復旧事業のほか、林道施設災害復旧事業、治山施設災害復旧事業、災害関連緊急地すべり対策事業、河川等災害復旧事業、道路災害復旧事業、災害関連緊急治山事業が実施される見込みである状況をいいます。

(2) 工事費は、次に掲げる条件のすべてを満たすものとする。ただし、この事業の実施によって得られる効果が大である場合はアを満たすことのみで採択できる。

ア 1,500万円以上であること

イ 原則として併せて施行する災害復旧事業の工事費を超えないものであること

災害復旧事業の工事費を上回る場合、本事業を併せ行うことによってその事業が非常に効果的となる場合は採択することができます。

「効果」は、本事業を実施しないこととした場合に想定される被害金額を求めることにより算出します。その方法は一般のため池等整備事業に準じます。

「効果」の大きさは、概要書に示す本事業の総事業費と上記の想定被害金額を比較し、本事業のみに係る  
総事業費 < 想定被害金額  
であることを農村振興局長が確認します。

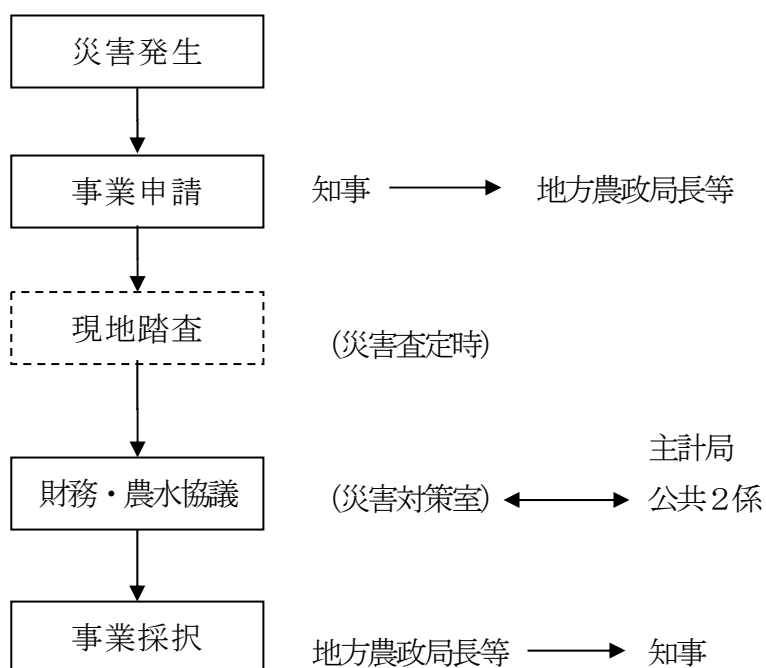
(3) 原則として他の改良計画がないものであること。

「他の改良計画」とは、実施中又は実施が確実と見込まれる一般のため池等整備事業であり、実施設計書が出来上がり、事業範囲、事業量、工種等が決定していても予算の裏付けがなく、着工の見通しがないものは含まれません。少なくとも着工承認を得たもの、又は着工年次がはっきり約束されているものに限ることとします。

#### 第4 事業の申請

都道府県知事は、この事業を実施しようとするとき又は市町村等からこの事業を実施したい旨の申請があったときは、別記様式による事業採択申請書及び農村振興局長が別に定める事業計画概要書を作成し、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。））。第5及び第6の1において同じ。）に提出するものとする。

災害が発生してから事業採択までの手続きは次図のとおりとしますが、事業申請については、災害復旧事業計画の提出時点に本事業計画が整っていない場合もあり、必ずしも本事業計画の提出と同時になるとは限りません。したがって、災害査定時に現地踏査が行われない場合もあります。



## 第5 事業の採択

地方農政局長は、第4の規定により提出された事業計画概要書を審査の上、当該事業に国庫補助金を交付して当該事業を実施させることが適当と認めるときは、地方農政局長から当該都道府県知事に事業の採択通知書を交付して、その旨を通知するものとする。

採択に当たって、被災ため池等の災害復旧事業及び災害関連事業は現地等で実施される災害査定（立会官立会）、ため池災害関連特別対策事業は農林水産本省と財務本省の協議を経て、採択されます。

## 第6 事業計画の変更

1 都道府県知事は、第5の規定により通知を受けた事業に係る事業計画について、次のいずれかに該当する変更を行おうとするとき又は市町村等から次のいずれかに該当する変更を行いたい旨の申請があったときは、変更後の事業計画概要書を地方農政局長に提出して承認を受けるものとする。

(1) 主要な工事の著しい変更

(2) 物価又は労賃の変動によるものを除く事業費の20パーセント以上の変動（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

2 地方農政局長及び沖縄総合事務局長は、当該事業計画の変更内容の適否を決定し、これを承認したときは、農村振興局長にその旨報告するものとする。

## 第7 増破等の取扱い

この事業が未着手の場合において、この事業の対象となっているため池に新たな災害が発生し、当該ため池が新たな災害復旧事業の対象となったときは、当該ため池に係るこの事業は廃止する。また、この事業の実施中において、事業計画の根本的な再検討を要する災害が発生したときは、当該事業を新たな災害発生時の出来高で打ち切り、新たな事業計画（災害復旧事業とし

での要件を備えている場合にあっては、災害復旧事業計画)により実施するものとする。

本事業で採択されたものが新たに被災した場合、新たな災害復旧事業として実施できる範囲は、前災時の原形復旧分及び本事業の後災時点までの実施済分までとし、それを上回る部分については、新たに後災に関連した事業として行うものとします。したがって、前災に係る本事業の整備水準は後災発生時点で見直し、後災の関連事業（本事業もしくは一般の災害関連事業）で新たに設定するものとします。

## 第8 補 助

国は、この事業に要する別表に掲げる費用のうち、工事費（営繕費及び工事雑費を除く。）につき、別に定めるところにより、予算の範囲内において補助するものとする。

## 第9 委 任

この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

別記様式(第4関係)

番 年 月 日  
号

地 方 農 政 局 長  
( 北海道にあつては農村振興局長 )  
( 沖縄県にあつては沖縄総合事務局長 )

都道府県知事 氏名

ため池災害関連特別対策事業採択申請書

ため池災害関連特別対策事業実施要綱第4の規定により、 年災に係る新規地区として下記の通り事業を実施したいので、採択されたく申請する。

記

災害名	番号		地区名	所在地	事業主体	工種	数量	事業費 (イ)	採択理由	参 考			備考
	地区	箇所								災害費 (ロ)	査定 未・了	(イ)の工事費 (ロ)の工事費	
							か所	千円		千円			
合計													

注) 採択理由欄には、第3の(1)により農村振興局長が別に定めるため池の要件のうち該当するものを簡潔に記入する。

「査定未・了」欄は、災害査定が済んでいるかいないかの区別を記入するものであり、これは、災害査定と本事業の事業申請が別々に行われることがあり得るためです。

なお、災害査定が済んでいないときに申請を行った場合には、災害査定が行われ災害査定額が決定した時点で本工事費の工事費を決定するものとします。

別表(第8関係)

区 分	費 目	事業費目の内容
工事費	本 工 事 費	事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。）の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地の借料等。ただし、請負施行の場合にあっては、これらの費用のほか、船舶及び機械器具損料、営繕損料及び諸経費を含む。
	附 帯 工 事 費	本工事によって必要を生じた他の施設の工事の施行に直接必要な費用であつて、前号に規定する本工事費の内容に相当する部分の経費
	測 量 及 び 試 験 費	工事の施行に必要な調査、測量及び試験に要する費用
	用 地 及 び 補 償 費	工事の施行に必要な土地等の買収費又は借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。）
	船 舶 及 び 機 械 器 具 費	工事の施行に直接必要な船舶、機械器具、車輛（乗用車を除く。）等の購入費、借料及び運搬費並びにすえ付け、撤去、修理及び製作に要する費用
	営 繕 費	工事の施行に必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿舍等の新設（購入を含む。）、改築、移転若しくは修繕に要する費用又は借料及びこれらの建物に係る敷地の買収費又は借料
	工 事 雑 費	工事の現場事務に必要な経費。ただし、工事費（工事雑費を除く）の額に1,000分の15を乗じて得た額以内であること。
事務雑費	工事の施行に伴い必要な事務に要する経費（工事雑費に類するものを除く。）。ただし、工事費の額に1,000分の15を乗じて得た額以下のものであること。	

## § 2 たため池災害関連特別対策事業実施要領

	昭和61年4月4日	61構改D第273号
改正	昭和63年4月7日	63構改D第312号
〃	平成10年10月20日	10構改D第167号
〃	平成12年4月3日	12構改D第282号
〃	平成13年1月5日	12構改A第961号
〃	平成22年4月1日	21農振第2316号
〃	令和8年4月7日	7農振第2425号

(農村振興局長から各地方農政局長、沖縄総合事務局長、北海道知事あて)

- 1 たため池災害関連特別対策事業（以下「事業」という。）の実施に関しては、たため池災害関連特別対策事業実施要綱（昭和61年4月4日付け61構改D第272号農林水産事務次官依命通知（以下「要綱」という。））によるほか、この実施要領によるものとする。
- 2 要綱第2の2の事業主体において市町村等は、市町村、土地改良区、その他都道府県知事が適当と認めるものとする。
- 3 要綱第3の（1）のたため池は、総貯水量が原則として1,000立方メートル以上であり、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

これらの要件は次期出水等における被災原因を除去する観点から定めた脆弱化の度合いであって、必ずしも当該災害によって新たに発生したものであることは問いません。

もしも、災害以前に脆弱化している状況にあれば、既に一般のたため池等整備事業において採択されているものと考えられます。

### （1） 堤体からの漏水が、次のいずれかに該当するもの

#### ア 堤長100メートル当たりの漏水量が毎秒1.5リットル以上であるもの

漏水量の計測は計量ゼキ又は計量容器により行うが、計測した漏水量の大小を比較する時の基準として堤長100メートル当りに換算して算出します。

堤長とは「堤頂における堤体の縦断方向の長さ」と定義されます。仮に堤長が50メートルであっても100メートル当りに換算して比べる

こととなります。

イ 1日の漏水量が総貯水量の0.1パーセント以上であるもの

ウ パイピングの予兆が認められるもの

「パイピングの予兆」は、理論的には動水勾配、漏水量、土質材料の粒度等から総合的に判断しますが、現象的には堤体の下流面が常時湿っていれば危険な状態といえるでしょう。

(2) 堤体が当初の断面に比して面積率で7パーセント以上変形しているもの

当初断面が不明の場合は、標準断面と現断面を比較して計算します。

(3) 浸潤線が堤体下流法面の比較的高い位置に浸出し、漏水量に異常が認められるもの

「比較的高い位置」とは、下流面に腰石垣がある場合にはその上、ない場合には、下流水路の天端高より上であることをいいます。

(4) 洪水吐きが破損しているもの又は断面不足のもの

(5) 取水施設の脆弱化が破堤につながると判断されるもの

取水設備の脆弱化が破堤につながるか否かの判断は取水設備の破損や漏水等、放置すればますますその程度が拡大するようなものと解釈されます。

(6) 当該災害により危険な状態となり、貯水量が総貯水量の2分の1以上を確保できなくなったもの

- (7) 取水設備の放流機能では放流能力の不足が明らかであり、他に放流の手だてがない場合で、かつ、緊急放流を行うことにより、被災を回避することが可能であったと判断できるもの
  - (8) 取水設備自体が老朽化により本来の能力が失われており、それが原因で漏水や破損を起こすおそれがあると認められるもの
- 4 要綱第3の(1)のアの被災ため池と一連の地域内にあるため池は、被災ため池からおおむね半径500メートル以内の同一水系にあるものとする。
  - 5 工事費（営繕費及び工事雑費を除く。）のうち、国の補助金を除いた額の2分の1以上は都道府県において負担するものとする。
  - 6 要綱第4の事業計画概要書の様式は、別紙様式のとおりとする。

別紙様式

ため池災害関連特別対策事業計画概要書

都道府県名	(ふりがな) 地区名	番号	地区	箇所	災害名 及び 被災月日	所在地	事業 主体	採択 年度	
原施設					総事業費	被害想定			災害費
池名	堤高	堤長	総貯水量	取水量		面積	金額	人家	
	m	m	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup> /s	千円	ha	千円	戸	千円
被災状況									
対象ため池の現況									
計画									
主要工事									

- 注 1 原施設は、本事業の対象となるため池とする。
- 2 被害想定は、対象ため池（被災ため池を含む場合がある。）が決壊した時に想定される被害額等を記入する。（現行の老朽のため池整備事業に準じて記入する。）

- 3 災害費は、査定未了の場合には申請額を記入する。
- 4 被災状況は、ため池の被災の状況を分けて、その延長（m）、面積（㎡）等をそれぞれ記入する（災害関連事業箇所別概要書記入要領に準じて記入する）。
- 5 対象ため池の現況は、脆弱化の度合いを具体的に記入する。特に、要綱、要領に掲げる採択要件に係る事項は必ず記入する。
- 6 計画は、整備計画の概要を記入するが、堤体、洪水吐き等の設計諸元の決定に当たって必要とする数値（確率年、同雨量、流量、設計洪水位等）は必ず記入する。
- 7 主要工事は、堤体工、洪水吐き工、取水施設工等の各工種に分け、構造、数量等を記入する。
- 8 5万分の1の位置図を添付する。

### § 3 ため池災害関連特別対策事業の実施について

令和8年4月7日

(農村振興局防災課災害班長から各地方農政局防災課長あて)

ため池災害関連特別対策事業実施要綱（昭和61年4月4日付け61構改D第272号農林水産事務次官依命通達。以下「要綱」という。）及び同実施要領（昭和61年4月4日付け61構改D第273号構造改善局長通達。以下「要領」という。）に基づき事業を実施運用するに当たってため池災害関連特別対策事業計画書について別紙のとおり定めたので、貴職から関係機関への周知をお願いいたします。

別紙 ため池災害関連特別対策事業計画書

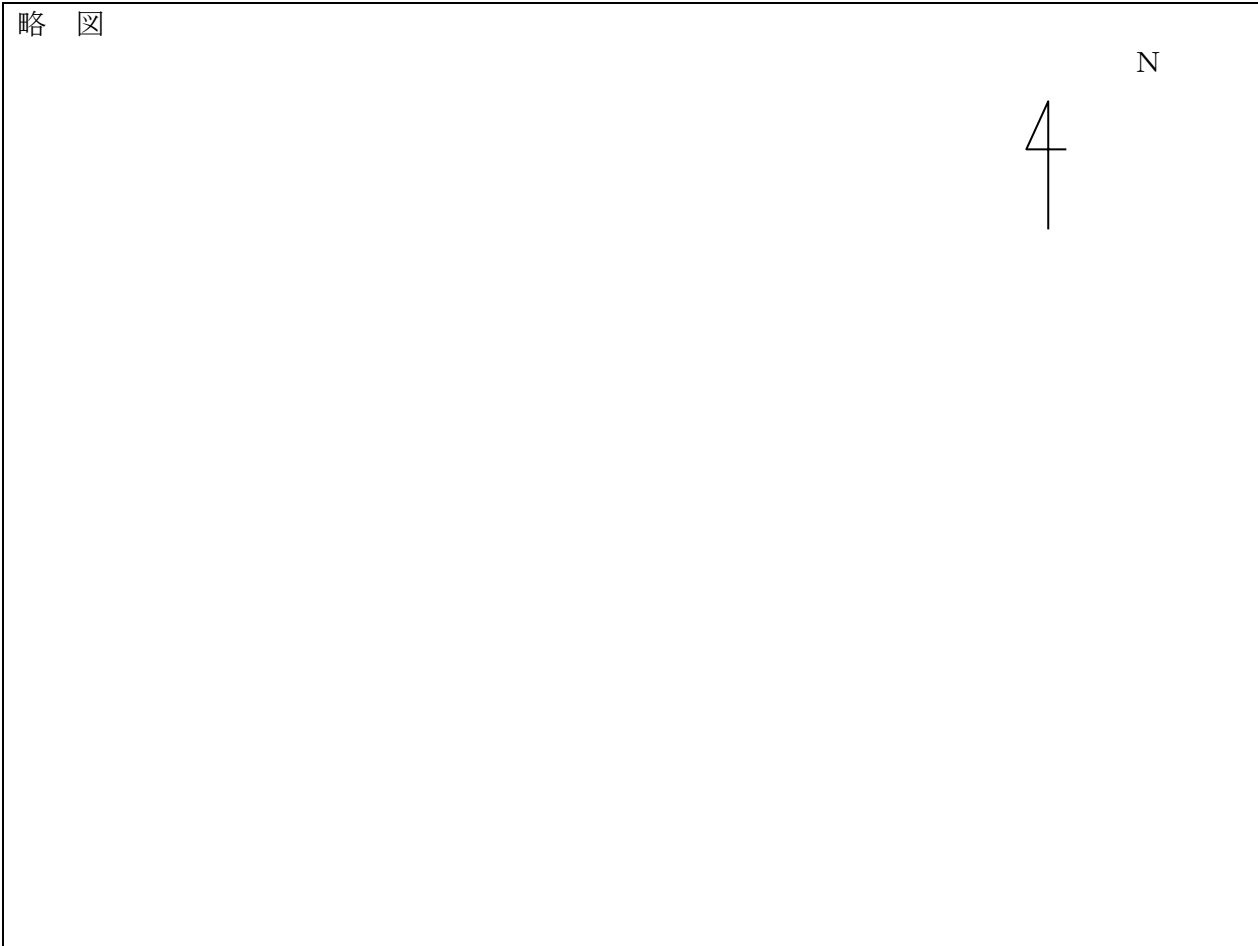
本事業計画書は財務・農水協議に用いる資料であり、現行の老朽のため池整備に準じて資料等の作成を行うものとします。（バックデータも必ず用意すること）

別紙

ため池災害関連特別対策事業計画書

(ふりがな) 地区名	採択年度		番号	地区	箇所	災害名及び被災年月日			都道府県名		事業主体													
							ha	合計	計画 湛水面積	ha	集水面積	直接		ha	合計	堰堤 築造	経過年数							
池名	水系名		所在地	かんがい 面積	水田	ha	合計	計画 湛水面積	ha	集水面積	間接	ha	合計	堰堤 築造	経過年数	事業名								
池管理者	河川名				畑																			
現況	ダム諸元								取水施設						洪水吐			構造						
	型式	堤高	堤長	堤体積	貯水量	余裕高	天端巾	法面勾配	法面保護工	斜樋又は縦樋			底樋			取水量	計画洪水量		越流水深	洪水吐能力				
計画	(例) 均一式	(m)	(m)	(千m³)	(千m³)	(m)	(m)			構造	径	長さ	構造	径	長さ	(m³/s)	(m³/s)	(m)						
計画降雨	観測機関名 計画基準雨量 計画根拠	項目		事業を必要とする理由										費目		金額	備考							
		取水施設											工事費		千円									
			洪水吐											本工事費										
														付帯工事費										
		堤体または基礎からの湧水状況											測量及び試験費											
													用地費及び補償費											
													船舶及び機械器具費											
													営繕費											
		堤体											工事雑費											
													事務雑費											
										合計														
										(参考)災害復旧事業費		千円												
計画 洪水 水量	計算式 流出率		被災状況																					
	計画洪水量		当該事業計画																					
想定 被害	面積(ha)				被害額(千円)						人家 (戸)	人命 (人)	負担区分(%)					特記事項						
	水田	畑	その他	計	作物	農地	農業 用施設	公共施設	家屋その 他	計				国	都道 府県	市町 村	その 他		計					
																				工事費				
																			事務雑費					

計 画 概 要 図

<p>略 図</p> <p style="text-align: right;">N</p> 	<p>位 置 図</p>
<p>標準構造図</p>	

経 済 効 果 表

局名	総事業費(1)		被害想定金額(2)	(2)/(1)		
県名	番号	地区	箇所	災害名及び被災年月日		
地区名						
農業 想定 被害	種目	区分	数量	単価	想定被害額	算 出 基 礎
	農地	耕土(田)	ha		千円	
		流出(畑)	ha			
		土石(田)	ha			
		埋没(畑)	ha			
	農業 用施 設	用水施設	m			
		排水施設	m			
		農 道	m			
	農作 物	かんばつ	ha			
		浸 水	ha			
		流出埋没	ha			
	農 業 用 納 屋 農 機 具 等		戸			
			台			
	家畜	牛	頭			
		鶏 等	羽			
小 計						
公 共 想 定 被 害	人家	全 壊	戸			
		半 壊	戸			
		床上浸水	戸			
		床下浸水	戸			
	工 場	戸				
	公共建物	戸				
	国 道	m				
	県 道	m				
	市町村道	m				
	鉄 道	m				
	養 魚	尾				
	そ の 他					
小 計						
合 計						
人命想定被害	全壊家屋住人			名		
	半壊家屋住人			名		

## 添 付 図 面

- (1) 位置図（5万分の1又は2万5千分の1図）
- (2) 被災図
- (3) 平面図
- (4) 縦断面図
- (5) 横断面図
- (6) 被害写真

- 注. 1. 位置図に資材の採取場所、運搬経路及び距離を記入すること。  
2. 被災図には、被災前後の状況を明記すること。  
3. 被害写真には、撮影月日を記入すること。

### 〈参考〉ため池災害関連特別対策事業計画箇所別調書（財務立会調書）

本事業は、災害を被ったため池の災害復旧事業に関連して行う再度災害防止のための事業です。本事業の採択は財務・農水の本省間協議によって決められその後予算措置がなされることとなります。

この本省間協議に必要な書類として、農水省側は①ため池災害関連特別対策事業計画概要書、②ため池災害関連特別対策事業計画書を作成することとなっていますが、さらに、財務省の立会官は、現地踏査をした時には財務立合調書を作成し、地方財務局から財務本省へ提出することとなります。

### ため池災害関連特別対策事業箇所別調書の提出について

昭61・6・20  
事務連絡108

昭和61年度から「ため池災害関連特別対策事業（以下「特別対策事業」という。）」が創設され、別添要綱等が制定されたが、特別対策事業の採択等に当たつての検討資料としたいので、この際災害立会を行うだけでなく、特別対策事業についても原則として現地調査をすることとし、別紙様式により調書を作成のうえ報告されたい。

なお、特別対策事業の取扱いについては、本省で処理するものであるから現地において採択の適否等の発言は、一切差し控えるよう特に留意されたい。

〈別紙〉

ため池災害関連特別対策事業計画箇所別調査書

調査官氏名

財務局

立会官氏名

都道府県名	(ふりがな) 地区名	番号	地区	箇所	災害名 及び 被災月日	所在地	採択年度		
			池名	堤高				堤長	総貯水量

事項	適否の別	説明
1. 被害が激甚であって、災害復旧事業の施行のみでは再度災害防止に十分な期待ができないため災害復旧事業と併せて一定の計画に基づき整備する事業計画であるか。 2. 被災ため池と一連の地域内にあたるため池に係る事業であるか。 3. 要綱第3の採択基準について イ (1)の要件に該当するものであるか。 ロ 工事費が1,500万円を超え、かつ、原則として併せて施工する災害復旧事業の工事費を超えないものであるか。 ハ 原則として他の改良計画がないものであるか。 ニ この事業の実施によって得られる効果が大であるものであるかどうか。		被災状況、災害復旧事業及び本事業計画の概要を必ず明記する。
総括所見		

備考 本調査書には、都道府県が作成し、主務省に提出する「ため池災害関連特別対策事業計画概要書及びため池災害関連特別対策事業計画書（別添資料参照）」の写しを添付すること。